民生委員・児童委員にご相談ください

問 社会福祉課 ☎65・6536

民生委員制度をご存知ですか

それぞれの地域には、長きにわたり、支援が必要な人と関係機関をつなぎ、また、人とひと、人と地域とを結び、献身的な活動を続けている民生委員・児童委員の皆さんがいます。

高齢者やしょうがいのある人への支援が必要なとき、子育てや介護での心配や不安があるときなどは、一人で悩まず、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員、主任児童委員へお気軽にご相談ください。

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は次のような活動をしています。

○調査と実態把握

地域住民の生活状態を必要に応じて適切に把握することに努めています。

○相談・援助、情報提供

援助を必要とする人が、自立した日常生活を送れるよう、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。

また、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行います。

○関係団体との連携や行政機関への協力

社会福祉を目的とする事業者や団体等との連携を深め、その事業や活動を支援するとともに、行政機関の業務に協力します。

○地域福祉活動と民生委員児童委員協議会活動

地域で暮らす人の福祉の増進を図るための活動を、必要に応じて行います。また、地区の民生委員・児童委員で組織する「民生委員児童委員協議会」において、委員同士の情報交換や連絡調整を図る定例会(月に1回程度)等の活動や、資質の向上を図るための研修会に参加します。

主任児童委員の活動

主任児童委員は、民生委員・児童委員の中で児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員で、地区ごとに選任されています。

児童福祉に関する機関と担当地区の民生委員・児童委員との連絡調整や援助および協力を行います。

軽自動車税(種別割)についてのお知らせ

問 税務課 ☎65・6508

①しょうがいのある人の軽自動車税(種別割)を減免します

4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・二輪車・小型特殊自動車等の所有者で、次のいずれかに該当する人は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

○身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する人

○しょうがいの程度が減免を受けられる要件に該当する、満18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた人または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人と生計をともにする人

【受付期間】

5月7日(木)～6月1日(月)

【申請方法】

所有者・運転者・使用目的などの要件、必要書類などがありますので、事前に担当課に問合せ、または市ホームページをご確認ください。

※減免申請後、5月11日(月)発送の軽自動車税(種別割)納税通知書は承認通知が届くまでは納付せず、保管してください。

②納税証明書は大切に保管してください

軽自動車の車検を受ける際には領収書の右側にある「軽自動車税(種別割)納税証明書」が必要ですので、大切に保管してください。口座振替の人につきましては、6月中旬に車検用納税証明書を送付します。

詳細については、市ホームページをご確認ください。

「環境性能割」が創設されました

税制改正により、令和元年10月から軽自動車税に「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は「種別割」と名称が変更されました。

それぞれの税率等、詳しくはホームページをご覧ください。

5月5日(火・祝)～11日(月)は「児童福祉週間」です。この機会に、親子のふれあいや子どもの健全育成、児童虐待問題、子どもの権利について考えましょう。【令和2年度児童福祉週間標語】やさしさに　つつまれそだつ　やさしいこころ

健康推進員養成講座の受講生を募集します

問 健康企画課 ☎65・7779

健康推進員は、地域で減塩などの料理教室を開催したり、運動教室を企画したり、家族やご近所など身近な人たちへ健(検)診を呼びかけるなど、地域で健康づくりを推進するボランティアで、現在324人が活動しています。

今回養成講座を開催しますので、やりがいのあるボランティアを希望する人はぜひご応募ください。

【対象者】

市内在住で健康づくりに関心があり、講座修了後、健康推進員として地域で活動する意思がある人

【定　員】15人(先着順)

【講座期間】6月～12月　全9回

【受講料】無料

【申込期限】6月11日(木)

【申込み】

電話で担当課までお申し込みください。講座について詳しくは、受講者に別途案内します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座を延期または中止する場合があります。

	日　時	会　場	内　容(予定)
1	6月25日(木) 9時～12時10分	ながはまウェルセンター	開講式、介護予防、生活習慣病予防　など
2	7月～11月 13時30分～15時	メディサポA会議室	湖北医師会の「健康教室」を受講 (7月～11月の開催日から1日を選択)
3	8月 9時～15時10分	長浜保健所	公衆衛生、喫煙とアルコール　など
4	9月16日(水) 13時30分～15時30分	北部健康推進センター	運動「メタボの予防」
5	9月～11月	各地区	地域実習(健康推進員地区活動への参加)
6	10月16日(金) 13時30分～15時30分	北部健康推進センター	運動「ロコモ予防」
7	11月10日(火) 9時～13時30分	北部健康推進センター	減塩について、調理実習
8	12月3日(木) 9時50分～15時30分	ながはまウェルセンター	母子保健、健康と歯科保健、食育、食生活プランの立て方
9	12月16日(水) 9時30分～15時	北部健康推進センター	調理実習、健康推進員が進める健康づくり閉講式、修了証授与

6月から国民健康保険の特定健診が始まります

問 保険医療課 ☎65・6512
健康推進課 ☎65・7759

年に一度は必ず特定健診を受けましょう

国民健康保険(国保)特定健診は40歳から74歳までの人が対象で、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病を早期発見できます。

6月から、市の総合健診会場と指定医療機関で特定健診が始まりますので、対象の皆さんには5月下旬に受診券をお送りします。

平成30年度の長浜市国保の特定健診受診率は39・8%で、平成29年度の34・2%から5.6ポイント上昇し、県内最下位から脱却できました。

受診率が上がることで、県からの交付金が増え、その結果、保険料の急激な上昇を抑えるなどの安定的な国保運営につながります。

自身の健康状態を把握するためにはもちろん、安定的な国保運営のためにも、ぜひ特定健診を受けましょう。

また、職場で健診を受けている人、通院治療中の人、0次健診を受けるという人、人間ドックを受けるという人も、特定健診を受けたとみなすことができます。5月下旬に受診券とともにお送りするパンフレットをご覧ください。

毎年受けると受診費用が無料に

特定健診は本来約8，000円の費用がかかりますが、市国保に加入している人は1，000円で受けられます。

さらに、特定健診を毎年続けて受けている人は受診費用が無料になります(令和元年度に特定健診を受診した人は、今年度の受診費用が無料です)。

また、健診を受けた結果、保健指導に該当した人は、どなたも無料で保健指導を受けられます。

お得な制度を利用して、健康を維持しましょう。

令和2年度 特定健診		令和3年度 特定健診費用
受　診	➡	無　料
未受診	➡	有　料 (1,000円)

※国保加入者に限ります。

▲今年度特定健診を受診すると、来年度は無料で受診できます。